

町立保育所民営化に関する Q&A

平成28年4月

(平成29年4月改定)

福岡県福智町

1. 民営化について

Q1) なぜ町立保育所を民営化するのですか？

A1)

町立保育所は、「運営・建設に対する補助金の廃止（運営費がH16年、建設費がH18年。）」等により、国の財政支援が受けられなくなりました。これは、保育環境の充実を、民間の力を活用して行うという国の方針によるものです。

そのため、延長保育の充実などの新たなサービスの導入はもとより、現行施設の維持・運営についても町立による保育サービスの提供は、民営による同様のサービス提供に比べて高い町の負担を要することとなります。

今後の合併特例債の縮小という福智町財政の変化を踏まえると、今ここで何もしなければ、行き届くところは保育環境・サービスの低下につながると認識しています。

そのような事態を避け、より良い保育環境の提供をめざす努力の一つが町立保育所の民営化です。

この民営化の第一の目的は、今後継続して保護者の皆さんが働きやすい環境を維持し、より向上させるためのものです。単に運営経費が安いから民営化しようという考えではありません。

また、現在福智町の保育園児の79.3%は、民間の保育所に入園されていますが、すべて良好な保育を受けています。合併前に民営化した保育所、または他市町村において民営化された保育所においても問題が生じたという話は伝わっていませんし、民営化後も利用者は満足していると聞いています。

こうしたことから、目の前に迫るこれからの問題に対処し、現在の保育水準を維持・向上させるには、民営化がとても有効な方法であると考えます。

Q2) 財政上が厳しいということであれば、無償譲渡よりは、移管先法人の負担にならない程度に、

有償譲渡か、有償で貸与してはどうでしょうか？

A2)

譲渡先が営利を目的としない社会福祉法人ですので、無償譲渡してもその目的が損なわれることはありません。また、無償にすることにより、初期投資の必要が基本的になくなり、経営面の負担を軽減されます。その意味で保育内容の充実が図られると考えています。

Q3) 民営化する順番はどうして決められたのですか？

A3)

一つの保育所の民営化は、一定の期間（3カ年計画）を定め進めてまいります。その民間移管の順番は、施設設備の老朽化等の状況などを勘案し、建設年度の古い順番から行います。

これは経過年数により衛生・電気設備や保育所本体などが、中規模または大規模な改修が必要になってくるためです。民間移管をすれば施設整備等の改修については、国等の補助金・交付金の対象事業として財政支援が受けられ、町が負担する金額が少なくて済みます。

Q4) 町は、町立保育所を運営し続ける法的責務があるのでは？

A4)

児童福祉法第24条に基づき、保育所への公の責任は町にあります。

しかし、これは「運営形態として町立保育所でなければならない」という意味ではありません。

町立・私立の形態に関わらず、町民の保育環境を整備することが、町としての公の責任です。

Q5) 私立と町立とでは何が違うのでしょうか？

A5)

保育料は、町立・私立とも同じ基準で町が決定しており、同額です。保育所の職員配置や施設及び設備は、国が定める基準を守って行われています。また、保育内容も国が定める「保育所保育方針」に沿って保育が行われていますので、町立・私立の差はありません。

また、国が定める保育所運営費の基準には、私立保育所について保育士等の勤続年数に応じた加算が認められるなど、財政的配慮もなされていますので、現在、民間保育所が経費の捻出に苦勞するという状況は見受けられません。

なお、移管にあたっては、運営主体が変わりますが、遊びの内容や行事等の保育内容について、在園中の子どもたちに配慮し、園の保育内容を基本的に引継ぎます。また、平日18時以降の延長保育サービスの実施等を移管時の条件を考えています。

Q6) 民営化はメリットだけでデメリットはないでしょうか？

A6)

本町で認可保育所に通っている児童のうち、8割近くは私立保育所に通っています。私立保育所では、職員配置などは町立保育所と同様に行っており、民営化による長期的なデメリットはないと考えます。

ただし、民営化移行について、保育所職員が町職員から法人職員に代わりますので、子どもたちや保護者の方々が戸惑いを感じないように配慮することが重要だと考えます。

そのため、移管先を一定の期間（準備年度と民営化年度）の引継ぎ期間を設け、移管先法人が民

営化前の保育内容を踏まえた保育を行えるよう取り組む中で、保護者の方の意見もお聴きしながら、円滑に移行できるよう努めていきます。

Q7) 民営化すると保育料や入園手続き、入所基準も変わるのでしょうか？

A7)

町立であっても私立であっても、入所決定は町が行い、保育料も町に納めていただきますので、これまでと変わることはありません。入所基準も町立・私立に差はありません。

Q8) 民営化して保護者の負担額は増えませんか？

A8)

保育所への入所を決定する認可保育所の保育料は、町立でも私立でも同じ基準で決定しますので、私立保育所だから保育料が高くなるということではありません。

移管に当たっては、寄付の強要はもちろんのこと、現在の保育所での負担を除き、新たに保護者等に負担を求めないよう公募条件として提示します。また、民営化後は、移管先法人と保護者会との合意のもとで費用負担を決定するように求めます。

なお、延長保育などの特別保育サービスを利用している場合には、現在と同様に利用者負担は必要になります。

Q9) 保育時間はどうなりますか？

A9)

保育時間等は保育内容については、在園中の子どもたちに配慮し、園の保育内容を基本に引継ぎます。なお、平日の18時以降の延長保育サービスの充実等を移管時の条件とするように考えます。

Q10) 給食はどうなるのでしょうか？

A10)

保育所の給食については、児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食・アレルギー等への配慮など、安全・衛生面、栄養面での質の確保がはかられるべきものです。

特に食育の推進が求められている状況の中で、献立内容・調理の工夫や児童に対する働きかたなど、給食の果たす役割は大きくなっています。

給食に関する国通知では、調理業務について保育所が責任をもつことが求められています。そのため、保育所職員による調理、または管理体制や食育の推進などに必要な配慮がなされ、給食の質

が確保されたうえで、調理業務を委託することとされています。

本町の給食については、この国の考え方に基いて、今後とも給食の質が確保されるよう適切に実施していきたいと考えています。なお、公募要領に自園調理の実施を移管時の条件とするよう考えています。

2. 職員について

Q11) 町立保育所の保育士等はどうなるのでしょうか？

A11)

民営化に伴う正規職員の整理退職は行いません。民間へ移管後は、他の公立保育所や資格が活かせる部署に異動することになります。また、嘱託・臨時保育士等については、移管先の民間保育所に雇用できるよう誘導し、子どもや保護者が馴染みやすい環境づくりに努めます。

Q12) 民間になると若い保育士ばかりになり、

子育ての相談がしにくくなるのではないのでしょうか？

A12)

比較的若い保育士も、ベテランの保育士も、普段の保育業務の中で、それぞれの子どもの姿を見つめ、子育て相談などに対応しなければならないと考えています。

民営化に当たっては、保護者が気楽に相談できるよう、町職員（保育士）の一定期間の出向と、嘱託・臨時保育士等については、移管先の民間保育所に雇用できるよう誘導するとともに、移管先法人応募条件に一定の経験年数のある保育士の配置を、要請していく考えです。

Q13) 民営化すると保育士の研修機会が減って保育の質が低下することはないのでしょうか？

A13)

町立・私立を問わず、保育士・調理員は園内研修をはじめ、各種保育団体が主催する研修会等へは積極的な参加が行われており、資質の向上に努めています。

なお、私立保育所では保護者ニーズに応じた特別保育などに取り組んでいるため、一層の保育メニューの多様化や質の向上が期待されると考えています。

Q14) 民営化すると職員が減らされ保育の質が低下するのではないですか？

A14)

認可保育所の保育実施にあたっては、町立・私立問わず、国が定める基準等により、子どもの人数に応じて必要な保育士の人数が定められております。このため民営化しても必要な職員が減るということはありません。

3. その他

Q15) 民間になると国が定めた運営費で保育を行うので保育の質が低下するのではないですか？

A15)

保育所運営費は、基本的には国が定める入所児童の年齢区分に応じた保育所運営費と特別保育などの事業補助金で賄われますが、これ以外にも保育所の運営を円滑に行うため、国、県、町が運営費等の一部を助成しています。

国が定める保育所運営費には、私立保育園の保育士等の給与を補償するために、経験年数に応じて人件費の加算が行われ、その経費は国、県、町が負担しています。また、本町独自事業で私立保育所に対して、施設設備改修やその他事業の経費の一部を助成しています。

このように民間保育所が必要な運営費は確保されていると考えます。